

平成
26
年度

予算

収入支出総額 9,513百万円

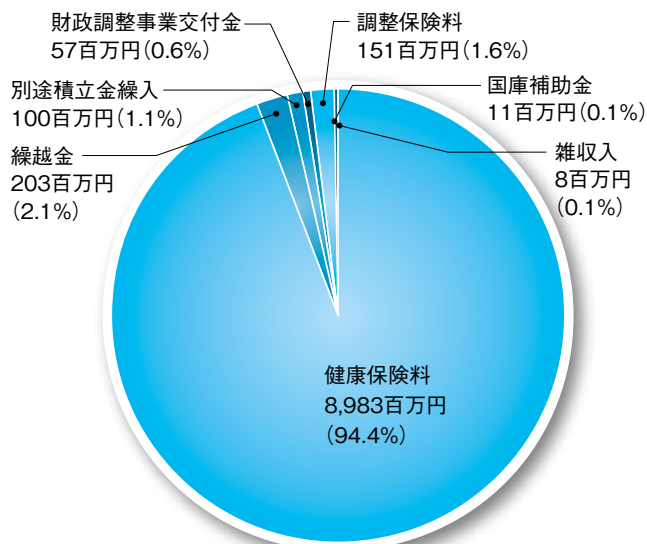
経常収支 569百万円

= 経常収入 9,002 百万円 - 経常支出 8,433 百万円

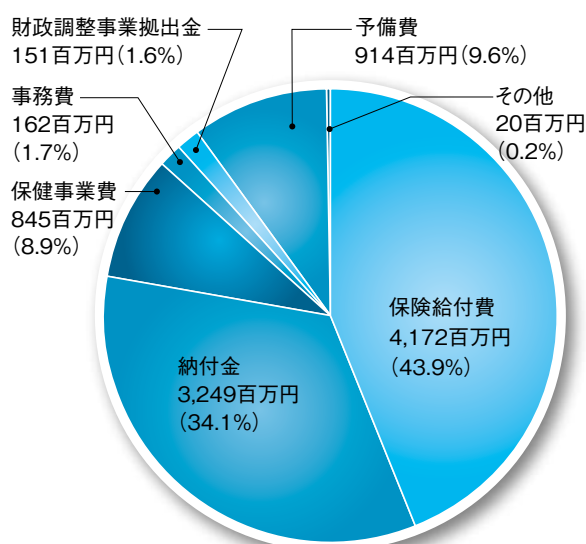
健康保険と介護保険の料率は変わらず 健康保険料率 8.5%、介護保険料率 1.1%

一般勘定（健康保険）

●収入



●支出



予算の基礎数値（一般勘定）

総加入者数	27,731人	標準報酬月額	496,513円
被保険者数	13,705人	被保険者平均年齢(特退被保険者除く)	39.29歳
被扶養者数	14,026人	健康保険料率	85/1,000*

※(事業主55/1,000 グループ役職員30/1,000)

2月17日(月)に開催された第191回組合会において、当健保組合の平成26年度予算が可決成立しました。健保組合を取り巻く財政状況は大変厳しい状況にありますが、当健保組合の場合、25年度における保険料率引き上げと賞与効果から、26年度も569百万円の経常黒字予算を組みました。

前年度予算との比較

収入

●保険料収入

約6億1,600百万円の増収予算を組みました。

支出

●納付金

約1億6,800百万円増える予定です。内訳は後期高齢者支援金が約2,700万円、前期高齢者納付金が約1億400万円、その他3,700万円です。

●保険給付費

被保険者数の減少見込から約7,000万円減少の予算を組みました。

●保健事業費

疾病予防費の増額により約5,400万円増える予算を組みました。

社会保障改革プログラム法が成立しました

昨年12月5日、第185回臨時国会において「社会保障改革プログラム法」(以下、プログラム法)が参院本会議で可決成立し同月13日施行されました。

プログラム法は、毎年増加する社会保障費の改革と財源確保のための工程を示したものです。具体的な実施を定める法案は1月24日召集の通常国会(会期は6月22日まで)に提出されましたが、当健保組合および被保険者にとっては、後期高齢者支援金の大幅増につながる完全総報酬制導入の如何が最大の注目点です。

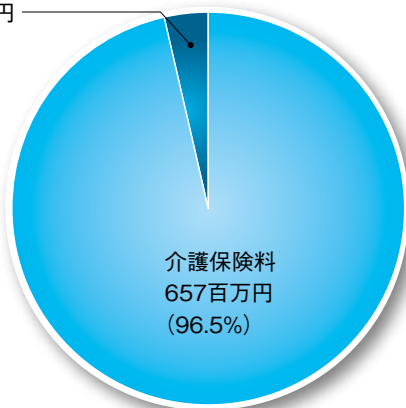
	主な内容	スケジュール
医療	70～74歳の窓口負担を2割に引き上げ	平成26年度段階実施(P7参照)
	高額療養費で高所得者の負担増	平成26年度にも実施
	大企業社員の保険料が負担増(完全総報酬制)*	平成27年通常国会に法案
	国民健康保険を市町村から都道府県に移す*	平成29年度までに実施
	医療提供体制の見直し(病床の機能分化や連携など)*	平成26年通常国会に法案
介護	要支援者向けサービスを市町村に移す*	平成27年通常国会に法案
	特別養護老人ホームの入所要件の厳格化*	
	高所得者の自己負担割合を2割に引き上げ*	
年金	支給開始年齢の引き上げなど*	時期は明記せず

(注) ※は法改正が必要。

介護勘定

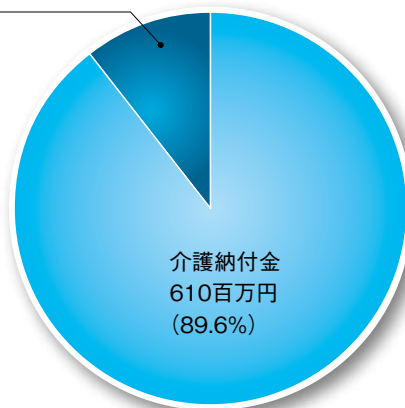
●収入

繰越金
24百万円
(3.5%)



●支出

積立金
71百万円
(10.4%)



予算の基礎数値(介護勘定)

介護保険第2号被保険者数	9,751人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	6,287人
平均標準報酬月額	600,000円
介護保険料率	11/1,000

標準報酬月額についてのお知らせ

適用年月日 平成26年4月1日～平成27年3月31日

- 任意継続被保険者の平成26年度標準報酬月額は、法令により500,000円または従前の標準報酬月額のいずれか低い方とします。
- 特例退職被保険者の平成26年度標準報酬月額は、規約により290,000円とします。